



茨城県報 第 2692 号

平成27年5月21日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 受胎調節実地指導員の指定（2件）（子ども家庭課）…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（中小企業課）…………… 2
- 保安林の指定の解除の予定（林業課）…………… 5
- 定款変更の認可（4件）（農村計画課）…………… 5
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 6
- 土砂災害警戒区域等の指定（2件）（河川課）…………… 6
- 土地改良区役員の就退任（3件）（農林事務所）…………… 11

公 告

- 茨城県立地促進対策補助事業に係る基金管理事業者の公募について（立地推進室）…………… 14
- 家畜伝染病の発生（畜産課）…………… 14
- 基本測量の実施（用地課）…………… 15
- 公共測量の終了（2件）（用地課）…………… 15
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 15
- 道路の廃止（建築指導課）…………… 16
- 落札者等の公示（2件）（会計管理課）…………… 16
- 入札公告（情報政策課）…………… 17
- 落札者等の公示（7件）（下水道事務所）…………… 22

（ 警 察 本 部 ）

- 入札公告…………… 26

告 示

茨城県告示第695号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成27年5月14日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 栗田 希
住 所 茨城県水戸市姫子 2 丁目 666 番地の 1
Royal Park HIMEKO・A 棟 101 号

茨城県告示第 696 号

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）第 15 条第 1 項の規定により、次の者を平成 27 年 5 月 14 日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成 27 年 5 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 八百 美帆
住 所 茨城県土浦市真鍋三丁目 5 番 27 - 205 号 ゼロワンヒルズ

茨城県告示第 697 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

平成 27 年 5 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812100220	株式会社日立ライフひたちなか介護ステーション	ひたちなか市石川町 20 - 1	株式会社日立ライフ	日立市幸町 1 - 20 - 2	平成 27 年 4 月 1 日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第 698 号

大規模小売店舗舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 27 年 5 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド下妻店・(仮称) ウエルシア下妻新古沢店
下妻市古沢字屋敷東 552 番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成 27 年 1 月 22 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水 野 秀 晴

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年9月8日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,116㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 203台

イ 駐輪場の収容台数 23台

ウ 荷さばき施設の面積 87.5㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 59.0㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時(一部午前10時)

(閉店時刻) 翌午前0時(一部午後10時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

2 届出年月日

平成27年1月7日

3 市町村の意見

特になし

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第699号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー江戸崎店

稲敷市佐倉字佐倉原3326番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 27 年 4 月 9 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあつては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 宇津木 雅 美

(変更後) 代表取締役 日 下 孝 明

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成 27 年 3 月 11 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 700 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 27 年 5 月 21 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下妻

下妻市堀籠 972- 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 27 年 4 月 2 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成 27 年 3 月 25 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

北茨城市関本町小川字和尚山7番の1，関本町才丸字才丸山1番の1

（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第702号

木原土地改良区から平成27年4月21日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月12日認可した。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第703号

一の瀬上流土地改良区から平成27年4月1日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月12日認可した。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第704号

出島東部土地改良区から平成27年4月24日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月12日認可した。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第705号

玉里土地改良区から平成27年4月30日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月13日認可した。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年5月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 461号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市下高倉町字石測366番1地先から
常陸太田市下高倉町字馬次351番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月28日

茨城県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年5月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田大子線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市下高倉町字石測387番1地先から
常陸太田市下高倉町字石測366番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月28日

茨城県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年5月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立常陸太田線
- 2 供用開始の区間 日立市国分町1丁目98番地先から
日立市鮎川町1丁目156番5まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月28日

茨城県告示第709号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、笠間市役所道路整備課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
笠間市	石倉	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	上郷 A	急傾斜地の崩壊	
	上郷 B	急傾斜地の崩壊	
	田上	急傾斜地の崩壊	
	金谷	急傾斜地の崩壊	
	滝沢 A	急傾斜地の崩壊	
	白庭	急傾斜地の崩壊	
	北中山 A	急傾斜地の崩壊	
	北中山 B	急傾斜地の崩壊	
	鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	
	滝沢 B	急傾斜地の崩壊	
	福田 1	急傾斜地の崩壊	
	福田 2	急傾斜地の崩壊	
	福田 3	急傾斜地の崩壊	
	福田 4	急傾斜地の崩壊	
	八田 a	急傾斜地の崩壊	
	南吉原	急傾斜地の崩壊	
	大橋 b	急傾斜地の崩壊	
	八田 b	急傾斜地の崩壊	
	八田 c	急傾斜地の崩壊	
	池野辺 a	急傾斜地の崩壊	
	池野辺 b	急傾斜地の崩壊	
	山下 B	急傾斜地の崩壊	
	仁古田西部	急傾斜地の崩壊	
	岱長兎路	急傾斜地の崩壊	
	長沢	急傾斜地の崩壊	
	大網	急傾斜地の崩壊	
	花園	急傾斜地の崩壊	
	長沢 a	急傾斜地の崩壊	
	長沢 c	急傾斜地の崩壊	
	長沢 d	急傾斜地の崩壊	
長沢 e	急傾斜地の崩壊		
日向	急傾斜地の崩壊		
山根	急傾斜地の崩壊		
南指原北	土石流		
南指原川	土石流		
決入	土石流		
岩崎沢	土石流		
道陸神沢	土石流		

柳沢	土石流
後道東ノ沢	土石流
吹上北ノ沢	土石流
滝の沢	土石流
入道が入沢	土石流
大平	土石流
石寺西	土石流
石寺東	土石流
堺の宮	土石流
井戸かえり	土石流
坂下入	土石流
福田	土石流
坂尾南沢	土石流
大田切	土石流
一ノ沢	土石流
深谷	土石流
飯田長沢	土石流
不動堂沢	土石流
長沢支溪-1	土石流
長沢	土石流
長沢支溪-2	土石流
西寺東沢	土石流

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笠間市	石倉	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	上郷A	急傾斜地の崩壊	
	上郷B	急傾斜地の崩壊	
	田上	急傾斜地の崩壊	
	金谷	急傾斜地の崩壊	
	滝沢A	急傾斜地の崩壊	
	白庭	急傾斜地の崩壊	
	北中山A	急傾斜地の崩壊	
	北中山B	急傾斜地の崩壊	
	鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	
	滝沢B	急傾斜地の崩壊	
	福田1	急傾斜地の崩壊	
	福田2	急傾斜地の崩壊	
	福田3	急傾斜地の崩壊	
	福田4	急傾斜地の崩壊	

八田 a	急傾斜地の崩壊
南吉原	急傾斜地の崩壊
大橋 b	急傾斜地の崩壊
八田 b	急傾斜地の崩壊
八田 c	急傾斜地の崩壊
池野辺 a	急傾斜地の崩壊
池野辺 b	急傾斜地の崩壊
山下 B	急傾斜地の崩壊
仁古田西部	急傾斜地の崩壊
岱長兎路	急傾斜地の崩壊
長沢	急傾斜地の崩壊
大網	急傾斜地の崩壊
花園	急傾斜地の崩壊
長沢 a	急傾斜地の崩壊
長沢 c	急傾斜地の崩壊
長沢 d	急傾斜地の崩壊
長沢 e	急傾斜地の崩壊
日向	急傾斜地の崩壊
山根	急傾斜地の崩壊
南指原北	土石流
決入	土石流
岩崎沢	土石流
柳沢	土石流
後道東ノ沢	土石流
吹上北ノ沢	土石流
滝の沢	土石流
入道が入沢	土石流
大平	土石流
石寺西	土石流
石寺東	土石流
堺の宮	土石流
坂下入	土石流
福田	土石流
大田切	土石流
深谷	土石流
飯田長沢	土石流
不動堂沢	土石流
長沢支溪 - 1	土石流
長沢	土石流
長沢支溪 - 2	土石流
西寺東沢	土石流

茨城県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、かすみがうら市役所千代田庁舎総務課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成27年5月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
かすみがうら市	天神	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	宍倉	急傾斜地の崩壊	
	南根本 a	急傾斜地の崩壊	
	南根本 b	急傾斜地の崩壊	
	戸崎 b	急傾斜地の崩壊	
	加茂 a	急傾斜地の崩壊	
	戸崎 c	急傾斜地の崩壊	
	戸崎 d	急傾斜地の崩壊	
	加茂 b	急傾斜地の崩壊	
	平山	急傾斜地の崩壊	
	風返	急傾斜地の崩壊	
	田伏	急傾斜地の崩壊	
	牛渡	急傾斜地の崩壊	
	宅地東	急傾斜地の崩壊	
	山ノ神下	急傾斜地の崩壊	
	下佐谷	急傾斜地の崩壊	
	上稲吉	急傾斜地の崩壊	
雪入沢	土石流		
下堂沢	土石流		

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
かすみがうら市	天神	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	宍倉	急傾斜地の崩壊	
	南根本 a	急傾斜地の崩壊	
	南根本 b	急傾斜地の崩壊	
	戸崎 b	急傾斜地の崩壊	
	加茂 a	急傾斜地の崩壊	
	戸崎 c	急傾斜地の崩壊	
	戸崎 d	急傾斜地の崩壊	
	加茂 b	急傾斜地の崩壊	

平山	急傾斜地の崩壊
風返	急傾斜地の崩壊
田伏	急傾斜地の崩壊
牛渡	急傾斜地の崩壊
宅地東	急傾斜地の崩壊
山ノ神下	急傾斜地の崩壊
下佐谷	急傾斜地の崩壊
上稲吉	急傾斜地の崩壊
雪入沢	土石流
下堂沢	土石流

茨城県告示第711号

水戸市鯉淵町5779番地に事務所を置く播田実地区土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年5月21日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

1 退任

職名	氏名	住所
理事	播田実 要吉	水戸市鯉淵町5626番地

2 就任

職名	氏名	住所
理事	宮崎 博	水戸市鯉淵町5222番地の1

茨城県告示第712号

鹿嶋市大字津賀1919番地1に事務所を置く大野東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年5月21日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

1 退任

職名	氏名	住所
理事	小倉 武	鹿嶋市大字小山168番地
〃	小澤 健一	〃 〃 〃 1159番地113
〃	高田 力	〃 〃 〃 89番地
〃	糸川 欣一郎	〃 〃 荒野35番地
〃	内田 和雄	〃 〃 〃 125番地
〃	内田 惣右衛門	〃 〃 〃 105番地
〃	大川 文男	〃 〃 〃 1687番地
〃	堺田 和男	〃 〃 〃 336番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	谷田川 京 也	鹿嶋市大字荒野195番地 5
〃	長 岡 喜久男	〃 〃 角折429番地
〃	小 堤 健一郎	〃 〃 〃 406番地
〃	清 宮 茂 雄	〃 〃 〃 881番地
〃	岩 崎 勝 美	〃 〃 青塚669番地 1
〃	大 崎 正 一	〃 〃 〃 319番地 1
〃	大 崎 優	〃 〃 〃 272番地
監 事	高 田 淳	〃 〃 小山37番地
〃	橋 本 源之助	〃 〃 荒野1640番地 6
〃	大 川 修 身	〃 〃 〃 218番地
〃	小堤 半左衛門	〃 〃 角折1416番地 1
〃	清 宮 久	〃 〃 青塚1059番地12

2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 田 力	鹿嶋市大字小山89番地
〃	高 田 廣	〃 〃 〃 125番地
〃	野 口 光 一	〃 〃 〃 1149番地
〃	内 田 和 雄	〃 〃 荒野125番地
〃	内田 惣右衛門	〃 〃 〃 105番地
〃	矢 口 明 義	〃 〃 〃 25番地
〃	内 田 隆 雄	〃 〃 〃 198番地
〃	大 川 文 男	〃 〃 〃 1687番地
〃	堺 田 和 男	〃 〃 〃 336番地
〃	中 川 洋 治	〃 〃 角折273番地
〃	長 岡 喜久男	〃 〃 〃 429番地
〃	小 澤 吉 夫	〃 〃 〃 2364番地13
〃	安 重 秀 雄	〃 〃 青塚1123番地
〃	大 崎 正 一	〃 〃 〃 910番地18
〃	大 崎 優	〃 〃 〃 272番地
監 事	高 田 淳	〃 〃 小山37番地
〃	橋 本 源之助	〃 〃 荒野1640番地 6
〃	大 川 修 身	〃 〃 〃 1533番地18
〃	小 堤 健一郎	〃 〃 角折406番地

茨城県告示第713号

稲敷市江戸崎甲2148番地の2に事務所を置く佐倉信太土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年5月21日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	池 延 榮	稲敷郡美浦村大字信太1696番地
〃	貝 塚 隆 生	稲敷市佐倉905番地
〃	塚 本 勝 夫	〃 江戸崎甲678番地 1
〃	塚 本 宏	〃 佐倉1055番地 3
〃	宮 本 文 夫	〃 〃 2300番地
〃	浅 野 幸 男	〃 〃 2280番地
〃	浅 野 光 男	〃 〃 1661番地 1
〃	高 橋 洪 夫	稲敷郡美浦村大字信太1275番地
〃	高 橋 晴 夫	〃 〃 1294番地
〃	木 村 武 雄	〃 〃 1806番地
〃	神 保 光 夫	〃 〃 34番地
〃	清 原 治 久	〃 〃 1848番地
監 事	石 井 満 男	〃 大字土屋1971番地65
〃	高 橋 芳 弘	〃 大字信太2136番地
〃	宮 本 滋 美	稲敷市佐倉2288番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	池 延 榮	稲敷郡美浦村大字信太1696番地
〃	浅 野 宇三郎	稲敷市佐倉1684番地
〃	浅 野 俊 行	〃 〃 1021番地 2
〃	貝 塚 隆 生	〃 〃 905番地
〃	塚 本 勝 夫	〃 江戸崎甲678番地 1
〃	平 田 裕 康	〃 佐倉373番地
〃	宮 本 文 夫	〃 〃 2300番地
〃	大 平 正 実	稲敷郡美浦村大字信太72番地
〃	木 村 勝 彦	〃 〃 1800番地
〃	木 村 式 男	〃 〃 1856番地
〃	神 保 陽	〃 〃 1330番地
〃	神 保 光 夫	〃 〃 34番地
監 事	高 橋 芳 弘	〃 〃 2136番地
〃	石 井 満 男	〃 大字土屋1971番地65
〃	宮 本 滋 美	稲敷市佐倉2288番地



公 告

●茨城県立地促進対策補助事業に係る基金管理事業者の公募について

茨城県立地促進対策補助事業に係る基金の管理等を行う事業者を次のとおり公募します。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業名

茨城県立地促進対策補助事業に係る基金管理事業

2 事業内容

県等の工業団地の用地を新たに取得し、工場等を新設又は増設しようとする企業に対する補助事業の実施に係る基金の造成、管理及び補助金交付事務等で、公募要領に定める事業。

3 対象事業者

公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第1項第3号）、非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（当該事業に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）から1法人を選定。

4 審査基準

公募要領を参照

5 公募要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成27年 5 月21日（木）から 5 月28日（木）まで

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。

（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県立地推進室

6 応募書類の提出方法

(1) 提出方法

公募要領に定める応募書類を提出先に持参

(2) 提出期限

平成27年 5 月21日（木）から 6 月5日（金）まで

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。

（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）

(3) 提出先

茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県立地推進室

●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日	転帰
腐蛆病	蜜蜂	患畜	13群	行方市	平成27年 4月21日	自衛殺

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土交通省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 3 作業期間 平成27年 5 月25日から平成28年 3 月18日まで
- 4 作業地域 つくば市北郷及び石岡市根小屋

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県
- 2 作業種類 公共測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）
- 3 作業終了日 平成27年 3 月24日
- 4 作業地域 水戸市，土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，常陸太田市，笠間市，鹿嶋市，潮来市，那珂市，坂東市，かすみがうら市，行方市，銚田市，つくばみらい市，大洗町，城里町，阿見町，五霞町及び境町の全域及び高萩市の一部

- 1 測量機関 古河市
- 2 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作業終了日 平成27年 3 月30日
- 4 作業地域 古河市大字上片田及び下片田

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市稲吉東五丁目3790番 3, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番26, 同番27, 同番28, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47, 同番48, 同番49, 同番50, 同番51, 同番52, 同番53

2 事業主の住所及び氏名

つくば市竹園二丁目 2 番地 4

一誠商事株式会社

代表取締役 五十嵐 徹

●道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止番号	廃止年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西七建指令 第31号	平成27年 5 月11日	常総市長 高杉 徹	常総市水海道諏訪町 3223- 3	常総市水海道橋本町字 新堀北3608番5, 3609 番6	メートル 4.00	メートル 46.80

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県財務会計オンラインシステム, 給与システム機器更新に係るハードウェア及びソフトウェア一式賃貸借
(期間:平成27年10月1日から平成32年9月30日まで)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県会計事務局会計管理課

茨城県水戸市笠原町978番 6

3 落札者を決定した日

平成27年 3 月27日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル(株) 茨城法人支店 支店長 秋山 潔

茨城県水戸市泉町三丁目 1 番28号

- 5 落札金額
249,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
平成27年 2 月12日

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県財務会計オンラインシステム、給与システム機器更新に係るプリンター一式賃貸借  
( 期間：平成27年10月 1 日から平成32年 9 月30日まで)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県会計事務局会計管理課  
茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者を決定した日  
平成27年 3 月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル(株) 茨城法人支店 支店長 秋山 潔  
茨城県水戸市泉町三丁目 1 番28号
- 5 落札金額  
97,800,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
平成27年 2 月12日

~~~~~

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年 5 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする貸借物品の名称及び数量
行政情報ネットワークシステム用サーバ等一式

(2) 調達をする貸借物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 貸借物品の設置場所

茨城県庁舎行政棟 8 階 (〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6) 及び茨城県行政情報システムクラウド型仮想基盤が格納されるデータセンター内 (茨城県つくば市)

(4) 契約の期間

平成27年10月1日(木)から平成32年9月30日(水)までとする。ただし、平成28年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企画部情報政策課 電子県庁推進担当

電 話 029-301-2556

F A X 029-301-2598

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格(仕様)に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

(5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(8) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札(見積)方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書(案)の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から平成27年6月18日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日
を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 企画部情報政策課

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問
がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成27年5月28日(木)午後5時まで(なお、これ以降に到達したものについては、回答しな
いので留意すること。)

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質
問も認める。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は、次のとおりとする。

ア 期限

平成27年6月11日(木)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能、ファクシミリ、電子メール等により回答するほか、茨城県企画部情報
政策課ホームページにも掲載する。

茨城県企画部情報政策課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/joho/>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持
参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)から(8)までに係る証明書を添
付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成27年6月18日(木)午後5時まで(なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。)

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が1メガバイトを超える場合は、確認申
請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 発注者は、入札参加資格の有無について審査し、平成27年6月25日(木)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期間

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月30日(火)午前10時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成27年6月30日(火)午前11時

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階 入札室3

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(入札保証金の全部の納付を免除された者の入札を除く。)
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、8(2)の入札書の提出期限までに電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により8(2)の入札書の提出期限までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は、入札説明書による。

16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約

の相手方が負担するものとする。

- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Server complete set for administrative information network system

- (2) Lease period

From October 1, 2015 through September 30, 2020

- (3) Time limit for tender

Time limit of tender(by hand): 10:00 a.m., June 30, 2015

Time limit of tender(by mail): 10:00 a.m., June 30, 2015

- (4) Submission location and contact number

Information Policy Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-2556

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月21日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
潮来浄化センターで使用する電気の供給 2,542,500キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北2-8-1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力株式会社 茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1
- 5 落札金額又は随意契約にかかる契約金額
東京電力株式会社の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力A2」を適用
- 6 契約の相手方を決定した手続
平成27年1月26日付けの入札公告が入札不調になったため、随意契約
- 7 随意契約による場合はその理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月21日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
27湖流下第 4 号 焼却灰処分業務委託 - 予定数量1,400トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北 2 - 8 - 1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
一般財団法人茨城県環境保全事業団 茨城県笠間市福田165 - 1
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合はその理由
WTO 政府調達協定第15条第 1 項第 b 号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月21日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
利根浄化センターで使用する電気の供給 22,087,300キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北 2 - 8 - 1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力株式会社 茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地 1
- 5 落札金額又は随意契約にかかる契約金額
東京電力株式会社の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力 B」を適用
- 6 契約の相手方を決定した手続
平成27年 2 月 2 日付けの入札公告が入札不調になったため、随意契約
- 7 随意契約による場合はその理由
地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月21日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
27常流下第1号 焼却灰処分委託 - 予定数量1,400トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所総務課 茨城県土浦市湖北2-8-1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
一般財団法人茨城県環境保全事業団 茨城県笠間市福田165-1
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
37,800,000円 (消費税相当額 2,800,000円を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合はその理由
WTO 政府調達協定第15条第1項第 b 号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月21日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

[掲載順序]

- ①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び予定数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦随意契約による場合には、その理由
- ①那珂久慈浄化センターで使用する電気の供給契約 予定数量 11,973,400キロワット時 ②茨城県流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2-8-1 ③平成27年 4 月 1 日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘3番57号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- ①那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で使用する電気の供給契約 予定数量 7,846,600キロワット時 ②茨城県流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2-8-1 ③平成27年 4 月 1 日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘3番57号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- ①東海ポンプ場で使用する電気の供給契約 予定数量 2,170,900キロワット時 ②茨城県流域下水道事務所 茨城県

土浦市湖北 2-8-1 ③平成27年 4 月 1 日 ④株式会社 F-Power 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号 ⑤
37,618,392円 (税抜) ⑥一般競争入札

①馬渡ポンプ場で使用する電気の供給契約 予定数量 1,489,300キロワット時 ②茨城県流域下水道事務所 茨城県土
浦市湖北 2-8-1 ③平成27年 4 月 1 日 ④東京電力株式会社 茨城支店水戸支社 水戸市自由が丘 3 番 57 号 ⑤
東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「高压電力 A」を適用 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令
第167条の 2 第 1 項第 8 号

①27特那久広域第委-2号 焼却灰運搬埋立処分業務委託 予定数量 1,300t ②茨城県流域下水道事務所 茨城県土
浦市湖北 2-8-1 ③平成27年 4 月 1 日 ④新和企業 有限会社 茨城県北茨城市磯原町木皿824 ⑤38,880円/
ton (消費税相当額 2,880円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号

①27特那久広域第委-6-1号 焼却灰埋立処分業務委託 予定数量 1,070t ②茨城県流域下水道事務所 茨城県
土浦市湖北 2-8-1 ③平成27年 4 月 1 日 ④向洋産業 株式会社 茨城県北茨城市関南町神岡下金ヶ峯2703 ⑤
36,720円/ton (消費税相当額 2,720円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月 21 日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
きぬアクアステーションで使用する電気の供給 - 1,611,600キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北 2-8-1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成27年 4 月 1 日
- 4 積算価格  
28,105,634円 (うち消費税相当額2,081,898円)
- 5 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力株式会社 下館支社長 瀬戸 晴彦 茨城県筑西市下岡崎三丁目 1 番 13 号
- 6 契約の相手方を決定した手続  
平成27年 1 月 26 日付けの入札公告が入札不調になったため、随意契約
- 7 随意契約による場合はその理由  
地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 5 月 21 日

茨城県流域下水道事務所長 茂 田 義 巳

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
さしまアクアステーションで使用する電気の供給 - 1,883,400キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北 2 - 8 - 1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 積算価格
32,848,012円 (うち消費税相当額2,433,186円)
- 5 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電力株式会社 下館支社長 瀬戸 晴彦 茨城県筑西市下岡崎三丁目 1 番13号
- 6 契約の相手方を決定した手続
平成27年 1 月26日付けの入札公告が入札不調になったため、随意契約
- 7 随意契約による場合はその理由
地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

**●入札公告 (電子調達)**

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成27年 5 月21日

茨城県警察本部長 鈴 木 三 男

- 1 担当所属  
〒310-8550  
茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県警察本部警務部会計課施設室管財係  
電話 029-301-0110 内線2262
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達する役務  
通信指令システム及び総合指揮システム賃貸借 一式
  - (2) 調達する物件の仕様及び数量  
入札説明書 (仕様書) による。
  - (3) 契約期限  
平成28年 3 月 1 日から平成34年 2 月28日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。
  - (4) 納入場所  
茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部外各警察署・執行隊
- 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類19(リース・レンタル) に登録がなされている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいる法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
  - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
  - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
  - オ 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (5) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 24時間対応できる保守体制が確立されており、即時対応に分類される機器については障害受付から2時間以内に障害復旧に着手できる体制であること。
- (9) 過去10年間に本件と同様の通信指令システムを納入した実績がある者。
- (10) 本公告に示した仕様に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (11) 保守の拠点となる営業所 (本店) 又は営業所 (支店等) が茨城県内にあること。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、1の担当所属の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、1の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

## (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

## ア 期間

入札公告の日から平成27年6月29日(月)まで

## イ URL

<http://ppi2.cals.ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

## ウ 仕様書

仕様書についてはインターネット上には公開しないので、1の担当所属において閲覧に供する。

## (2) 茨城県警察本部

## ア 期間

入札公告の日から平成27年6月29日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部警務部会計課施設室管財係

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成27年6月15日(月)午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

1の担当所属と同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成27年6月18日(木)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

(1) 競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に次の書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## ア 誓約書

## イ 3(8)の体制が整っていることを確認できる書類

## ウ 3(9)に係る事項を確認できる契約書、仕様書等の写し

## エ 3(10)を証明する書類

## オ 3(11)に係る登記簿等の写し

## (2) 提出期限

平成27年6月19日(金)午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (3) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (4) 提出先

1の担当所属に同じ。

## (5) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成27年6月26日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、1の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月30日(火)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記1の担当所属に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成27年7月1日(水)午前11時00分から

イ 場所

茨城県警察本部警務部会計課

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- (3) 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数字)を記載して提出するものとする。  
なお、入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 本公告各項の詳細

入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

The leases of communications command system and comprehensive supervision system 1set

- (2) Rent period:

From 1 March 2016 through 28 February 2022

- (3) Tender submission deadlines:

5:00pm 30 June 2015 in case of hand

5:00pm 30 June 2015 in case of mail

- (4) Contact point for the notice:

Finance Division,Ibaraki Prefectural Police Headquarters

978-6,kasahara-cho,Mito-shi,Ibaraki-ken,310-8550, Japan

Phone:029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)